

特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 領収書

【 年 月分 ~ 年 月分】

認定 保護者	フリガナ		認定児童 との続柄	認定 児童	フリガナ		施設等利用給付の認定区分
	氏名						新3号

「費用」の欄には、「特定子ども・子育て支援利用料」の額を記入すること。
無償化上限額を超えた場合でも、利用料金の全額を記入すること。

【特定子ども・子育て支援の提供内容及び領収金額】

支援の内容、提供した日(日数)、提供時間帯、費用がわかる他の書類をもって替えることも可。

特定子ども・子育て支援の内容	提供月	提供した日(日数)	提供時間帯※1	費用※2	領収金額(差額分)※3
□ 幼児教育 (私学助成園等)	年 月分	日 ~ 日	~	円	円
	年 月分	日 ~ 日			円
	年 月分	日 ~ 日			円
□ 認可外保育施設	年 月分	日 ~ 日	「領収金額(差額分)」の欄には、費用が無償化上限額を超えて、その差額分を保護者から徴収した金額を記入すること。		
	年 月分	日 ~ 日			円
	年 月分	日 ~ 日			円
☑ 預かり保育事業	RO 年 ● 月分	月の提供日数 10 日	14:00 ~ 17:00	5,000 円	500 円
	RO 年 ● 月分	月の提供日数 10 日	14:00 ~ 17:00	5,000 円	500 円
	RO 年 ● 月分	月の提供日数 10 日	14:00 ~ 17:00	5,000 円	500 円
□ 一時預かり事業	年 月分	月の提供日数 日			円
	年 月分	月の提供日数 日			円
	年 月分	月の提供日数 日			円
□ 病児・病後児保育事業	年 月分	月の提供日数 日			円
	年 月分	月の提供日数 日			円
	年 月分	月の提供日数 日	~	円	円

※1 提供時間帯は、標準的な利用時間帯を記入。

※2 費用は、「特定子ども・子育て支援利用料」の額を記入。

(日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は含めないこと。)

※3 領収金額(差額分)は、費用が無償化上限額を超え、認定保護者から差額分を徴収した場合にその徴収額を記入。

上記のとおり、認定児童に対し、特定子ども・子育て支援を提供するとともに、

無償化上限額を超える額について領収したことを証明します。

発行日 年 月 日 設置者名称 _____
 所在地 _____
 代表者職氏名 _____
 施設・事業所の名称 _____

【特定子ども・子育て支援利用料の無償化について(参考)】

幼児教育・保育無償化により、各利用料は下記の上限額まで無償化されます。

・幼稚園(私学助成園等)…月額25,700円

・預かり保育…月額11,300円と450円×月の利用日数のいずれか少ない額

・認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業…月額37,000円(新3号認定は42,000円)

無償化する利用料については、施設・事業所が八戸市に請求を行い受領することにより、保護者から徴収しない形(法定代理受領)を探っております。また、月の利用料が上減額を超える場合は、差額分を保護者負担分として徴収します。